

大河原町大規模事業評価

答 申 書

評価対象事業

新大河原町学校給食センター整備事業

大河原町大規模事業評価委員会

平成29年5月23日

大河原町長 斎 清 志 殿

大河原町大規模事業評価委員会

委員長 高 成 田



新大河原町学校給食センター整備事業に対する  
大規模事業評価について（答申）

平成29年4月28日付け大企第132号で諮詢のあった新大河原町学校給食センター整備事業に対する大規模事業評価について、別紙のとおり答申します。

## ●審議概要

大河原町大規模事業評価委員会（以下「委員会」という。）は、平成29年4月28日付けで大河原町長から諮問のあった「新大河原町学校給食センター整備事業」について、大河原町大規模事業評価調書及び関係資料に基づき、次の評価の視点で審議を行った。

- (1)事業が社会経済情勢から見て必要であること。
- (2)町が事業主体であることが適切であること。
- (3)事業を行う時期が社会経済情勢から見て適當であること。
- (4)事業の手法が適切であること。
- (5)事業の実施場所が適切であること。
- (6)事業が社会経済情勢から見て効果的であること。
- (7)事業実施に伴う環境への影響が少ないとこと。
- (8)事業の経費が適切であること。

主な審議内容は次のとおりである。

### 第1回（4月28日）

- ・ 諮問
  - ・ 新大河原町学校給食センター整備事業について所管課から説明及びヒアリング
- ・ 審議
  - ・ 評価に必要な回答を得るため質問を提示。次回委員会により回答内容を審議。

### 第2回（5月17日）

- ・ 評価に必要な質問への回答内容を所管課から説明。
- ・ 審議

答申書（案）について、各委員持ち回りによる確認。

## [大河原町大規模事業評価委員会評価]

### 評価対象事業 新大河原町学校給食センター整備事業

#### 【総合評価】

平成29年4月28日付け大企第132号で諮問のあった新大河原町学校給食センター整備事業に対する大規模事業評価を行った結果、事業内容について適正と認める。ただし、以下の項目評価について配慮を要望する。

#### 【項目評価】

##### (1)事業が社会経済情勢から見て必要であること。

適正である。

学校給食は子どもたちの体力向上だけでなく、給食により食習慣や社会性を養い、食育を含めた教育活動の一環として位置づけられている必要不可欠なものである。

##### (2)町が事業主体であることが適切であること。

適正である。

これまでの学校給食(サービス)の経緯や、後述する今後の学校給食の重要性を踏まれば、町が事業主体となって、給食センターを整備することは適正と認める。

##### (3)事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であること。

適当であるが、意見を付す。

現在の学校給食センターは老朽化が著しく、十分な衛生管理のもと安全安心な学校給食を提供するためには、不安定な状況である。そのため、新しい給食センターの整備を急ぐ必要性は認めるが、将来を見据えながら衛生管理のレベル等について明確な方針を示しながら進めること。

##### (4)事業の手法が適切であること。

適当であるが、意見を付す。

整備期間の短縮と施設の建設コスト及びランニングコストの低減を目指して、「D B O方式」を採用する計画である。しかしながら、新しく採用された方式であり、事前の施設の整備要求水準書の作成や運営企業の力量に左右される部分が大きいとみられることから、施設の衛生基準、給食の質、食育への配慮等について、十分な調査、検討を

行い、これらが確保されるように努めること。

(5)事業の実施場所が適切であること。

適正である。

建設予定地が農地で軟弱地盤であることから、地震等に対応できる設計・施工すること。

(6)事業が社会経済情勢から見て効果的であること。

適正である。

学校給食は子どもたちの身体の発育を図るだけでなく、食習慣や社会性を養うなどの教育活動の一環として位置づけられており、必要不可欠なものである。地産地消の推進に関連し、地元生産者との交流や子供たち自らが生産した野菜等の利用など多彩で総合的な「食育」が展開されることを期待する。また、子供たちの自慢となり、町に対する愛着を深め、ひいては大河原町の「誇り」となるような、「おいしい給食」が提供されることを期待する。

(7)事業実施に伴う環境への影響が少ないこと。

適当であるが、意見を付す。

施設より発生する各種臭気について、適確な脱臭装置により対応し隣接する住宅地に影響が無いようにすること。

また、施設より発生する、汚水、汚泥等について、十分な施設対応と管理を行い、周辺農地等への流出（事故）が起きないようにすること。

(8)事業の経費が適切であること。

適当であるが、意見を付す。

DBO方式の採用についての意見は（4）のとおりであるが、このDBO方式について、現状で国の補助事業の対象とならないことについて理解に苦しむところである。そのため、国等への要望等の機会に際し、町からも制度改正について要望することを期待する。

また、長期間にわたる財政負担については、安定的な見通しであることを確認したが、施設建設に伴う起債の償還金の発生及び施設運営コストの増加について、住民へ丁寧に説明し、その理解を求めながら事業を進めること。加えて施設完成後の運営についても、経費節減に努め、財政負担の軽減に努めること。

以上